

納め方

受給している年金の額などによって2種類に分けられます。
年金の受給額によって法律で決められているため、個人で選ぶことはできません。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収(年金天引き)

年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ年金から保険料が差し引かれます。
特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職・遺族・障害年金です。
前年度から引続き特別徴収の場合、前年の所得が6月以降に確定するため、仮徴収と本徴収により保険料を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料(前年度2月と同じ保険料額)を納めます。			前年の所得をもとに確定した保険料額から仮徴収分としてすでに納めた額を除いた金額を振り分けて納めます。		

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

- 年度の途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

年金が年額18万円未満の方

普通徴収(納付書・口座振替)

石垣市から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。納付月は7月から翌年2月までの全8期です。

納付月(期)			
7月 第1期	8月 第2期	9月 第3期	10月 第4期
11月 第5期	12月 第6期	1月 第7期	2月 第8期

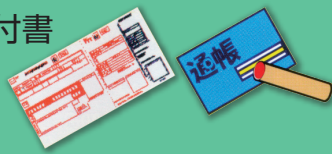
口座振替がおすすめです!

各金融機関または市役所介護長寿課でお手続きください。

※ゆうちょ銀行・沖縄県労働金庫は各金融機関窓口のみのお申込みとなります。

手続きに必要なもの

- 保険料の納付書
- 預貯金通帳
- 通帳届出印



※申込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めることになります。

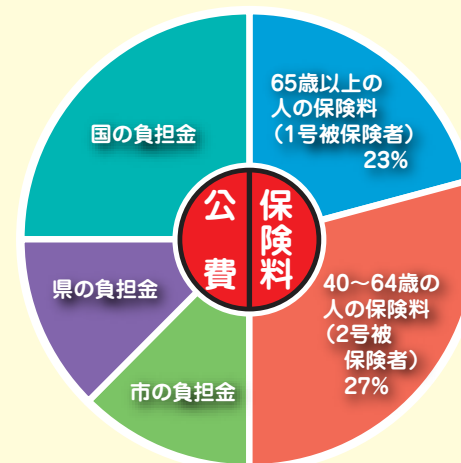
介護保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険料は40歳以上の方全員が納めます。40歳から64歳までは健康保険料(税)とあわせて納め、65歳からは健康保険料(税)とは別に納めることになります。

介護保険は国、県、市が負担する「公費」と、みなさんに納めていただく「介護保険料」を財源として運営されています。介護が必要となったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源



+

サービスの利用者負担

保険料の段階、納め方などについて
くわしくは中面をご覧ください

介護保険料の決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などに応じて市町村ごとに基準額を決定します。高齢者の増加にともない、介護サービスの総費用も年々増える傾向にあります。介護サービスを安定的に提供するためには、負担割合のバランスをとることが必要です。ご理解とご協力をお願いします。

石垣市の介護サービス総費用
のうち1号被保険者負担分

石垣市の65歳以上の人数(1号被保険者数)

÷ 12ヶ月 =

基準額
(月額)

※令和6～8年度の介護保険料が変更されました。

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しにあわせて、3年ごとに変更が行なわれます。令和6年度から、被保険者の負担能力に応じた保険料の賦課・徴収を行なう観点から、保険料段階を15段階とします。



納付が難しいときはお早めにご相談ください。

災害など特別な事情があると認められたときは、保険料の減免制度がありますので介護長寿課介護保険係までご相談ください。



石垣市役所 介護長寿課

TEL (0980) 82-7158 (直通)

あなたの介護保険料（令和7～8年度）

65歳以上の方の介護保険料が、令和7年4月から変わりました。保険料は次のとおりです。

例

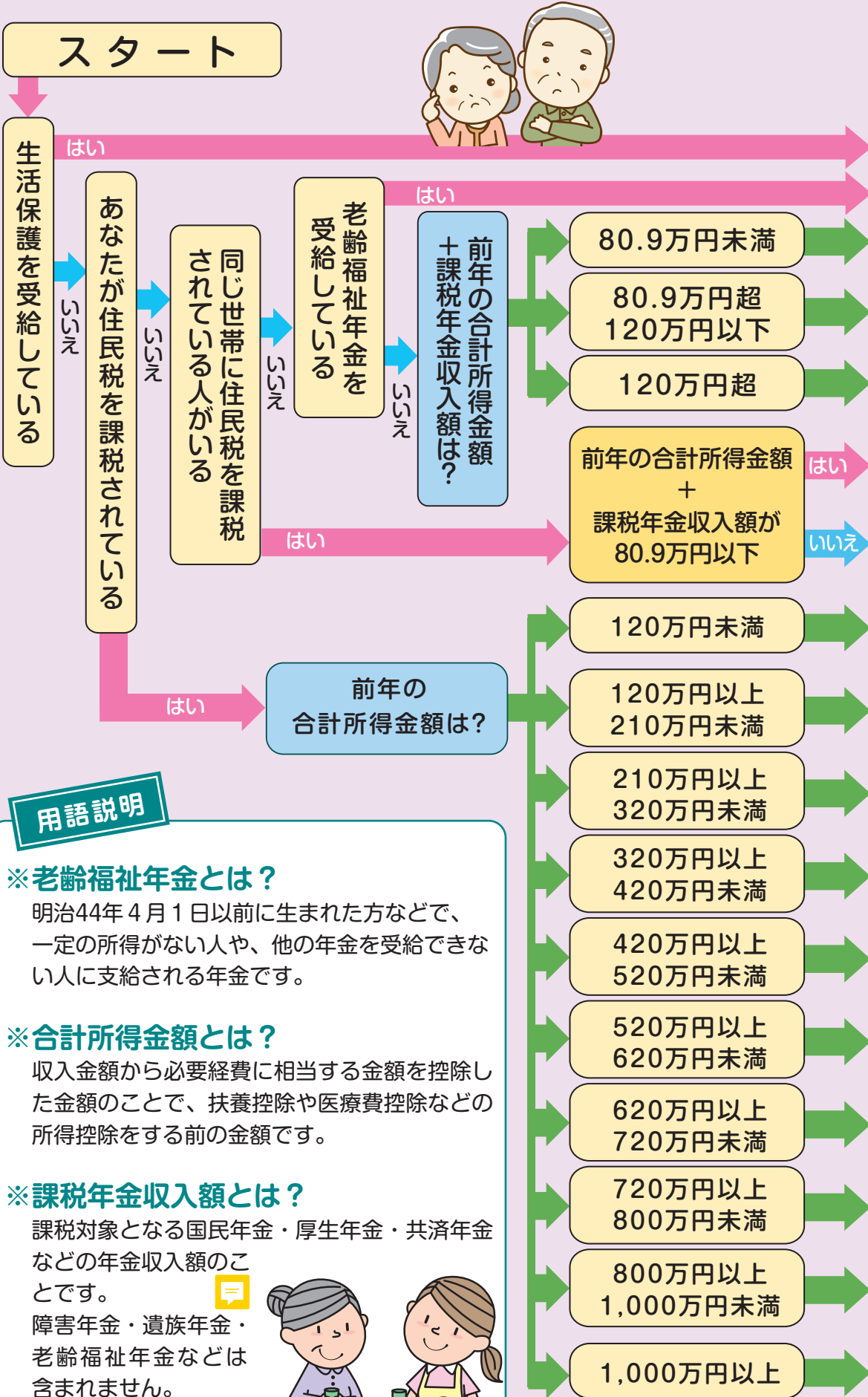
※保険料は、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）、転入者は転入した月の分から納めます。

10月1日
生まれ

▶ 9月分から

10月2日
生まれ

▶ 10月分から



用語説明

※老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※合計所得金額とは？
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※課税年金収入額とは？
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

◎市町村ごとに決められた「基準額」をもとに
みなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対象者	保険料率	保 険 料	
			月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	0.285 軽減前 (0.455)	1,960円 軽減前 (3,130円)	23,520円 軽減前 (37,560円)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円を超え120万円以下の人	0.485 軽減前 (0.685)	3,336円 軽減前 (4,712円)	40,032円 軽減前 (56,544円)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.685 軽減前 (0.690)	4,712円 軽減前 (4,747円)	56,544円 軽減前 (56,964円)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	0.900	6,192円	74,304円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円を超える人	【基準額】	6,880円	82,560円
第6段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	8,256円	99,072円
第7段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.380	9,494円	113,928円
第8段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.650	11,352円	136,224円
第9段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.900	13,072円	156,864円
第10段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	2.100	14,448円	173,376円
第11段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.300	15,824円	189,888円
第12段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.400	16,512円	198,144円
第13段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.500	17,200円	206,400円
第14段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.600	17,888円	214,656円
第15段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.800	19,264円	231,168円

◎月額保険料×12ヶ月＝年間で納める保険料となります。
※第1～3段階の（ ）内は、低所得者への公費負担による軽減前の保険料率、金額となります。